

岩手県告示第590号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成29年8月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
雫石町	当該市町村で定める場所	平成29年9月5日
矢巾町	〃	平成29年9月6日
紫波町	〃	平成29年9月12日及び同月13日
田野畑村	〃	平成29年9月26日（午後）及び同月27日（午前）
普代村	〃	平成29年9月27日（午後）
野田村	〃	平成29年9月28日
一戸町	〃	平成29年10月10日（午後）から同月12日（午前）まで
宮古市	〃	平成29年10月16日から同月20日まで
山田町	〃	平成29年11月7日（午後）から同月9日まで
釜石市	〃	平成29年11月17日（午前）

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター